

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画三輪第二地区地区計画を次のように変更する。（2006年12月25日町田市告示第362号）

名称		三輪第二地区地区計画
位置		町田市三輪緑山二丁目地内
面積		約0.8ha
地区計画の目標		本地区は、三輪地区地区計画区域に隣接した区域で、医療施設の立地を誘導するとともに、地区の特性を考慮し、無秩序な市街化の進行を未然に防止し、低層住宅地である周辺環境に調和した緑豊かで良好な住環境の形成及び保全を目標とする。
区域の整備 に関する 開発方針 及び保	土地利用の方針	低層の医療施設を主体とした良好な市街地の形成及び計画的な土地利用の誘導を図る。また、周辺環境との調和を図るため緑化の推進に努め、計画的に配置された緑地は、地区内外の良好な住環境を保護するため、その維持と保全を図る。
	建築物等の整備の方針	医療施設の立地誘導及び良好な環境の形成及び保全を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。
地区 整備 計画	位置	町田市三輪緑山二丁目地内
	面積	約0.8ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 病院 2 診療所 3 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センターその他これに類するもの 5 調剤薬局 6 上記各号に係わる従業員の寮 7 上記各号の建築物に付属するもの 8 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めたもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。
	建築物等の高さの最高限度	最高の高さ 15m
土地の利用に関する事項		計画図に示す緑地を保全する区域内においては、緑化を推進し、良好な住環境を確保するため、その維持・保全を図る。

「区域、壁面の位置の制限及び土地の利用に関する事項は計画図表示のとおり」  
理由：周辺環境に調和した医療施設の立地を誘導するとともに、緑豊かで良好な住環境を保全するため、地区計画を変更する。